

# 「令和8年度（2026年度）弘道館のさいこう・まなび推進事業」業務委託仕様書

## 1 委託業務名

「令和8年度（2026年度）弘道館のさいこう・まなび推進事業」業務  
（通称「弘道館2－藩校しようぜ。－」）

## 2 事業コンセプト

「道を弘（ひろ）げる」。

佐賀藩の藩校弘道館の特徴である「自ら考え自ら学ぶ自学自習の精神」、「先輩が後輩に教える仕組み」「書物を読んだの活発なディスカッション“会読”」等を現代に引き継ぎ、佐賀ならではの教育イベントを行う。

## 3 目的

価値観が多様化する時代において、様々な分野で活躍する県にゆかりのある方々を講師に招き、心に響く、夢のきっかけをつくる講座を提供することで、佐賀の若者の可能性を広げるとともに、自ら考え行動し未来を切り拓く人材の育成を目指す。

また、小学生や社会人なども対象とし、幅広く県民に藩校弘道館から引き継いだ学びを提供することで、幅広い県民の学びを進化させることを目的とする。

## 4 業務内容

### （1）「弘道館2－藩校しようぜ。－」講座の開催

様々な分野で活躍している、佐賀県出身者など県にゆかりのある方を講師とし、参加者の可能性を広げ、夢のきっかけとなる講座を開催する。

講座は、以下の方法で開催する。

- ・県内の会場で講師と受講者及び観覧者が一堂に会して開催する「リアルタイム・現地講座」（以下、「現地講座」という。）
- ・会場と視聴者をネットをつなぎ開催する「リアルタイム・オンライン講座」（以下、「オンライン講座」という。）
- ・講座開催後に、講座の様子をアーカイブ配信する「オンデマンド講座」（以下、「オンデマンド講座」という。）

開催数及び内容：計4回

中学生から24歳までの若者向け講座 1回

小学生向け講座 1回

県内の教員を対象とした講座 1回

概ね20歳以上を対象とした大人向け講座 1回

開催場所：講師ゆかりの場所、講座テーマに合致する場所

参加者数：現地講座における受講者30名～50名程度、観覧者20名程度を想定

ただし、小学生向け講座については受講者150名程度、観覧者100名程度を想定

### ① 講座の企画・管理・運営

- ・佐賀県、別途契約予定のディレクションチーム、その他関係者とともに、講座の開催に向けた企画立案（講座内容、講師及びファシリテーター選定）を行う。なお、企画立案については、下記「(2)「弘道館2ー藩校しようぜ。ー」の県内外への広報 ⑤ 講座参加者のネットワークづくり」に記載のとおり、過去の講座参加者に参画してもらうことを想定する。
- ・講師候補と講師就任に向けた調整、ファシリテーター候補とファシリテーター就任に向けた調整、講師及びファシリテーターとの講座へ向けた調整、講師との講座内容の検討及び開催場所の選定等を行う。
- ・講師の謝金・旅費は講座1回当たり300千円～500千円程度を想定する。
- ・ファシリテーターの謝金・旅費は1回当たり100千円～200千円程度を想定する。なお、ファシリテーターは4回の講座のうち、2回の講座で招聘する。

### ② 現地講座にかかる業務

- ・開催に向けて開催場所等との調整を行う。なお、会場借料費は100千円程度を想定する。
- ・参加者（受講者、観覧者）の募集、受付を行う。
- ・講座開催に当たって必要な資料、物品等の準備を行う。
- ・講座当日の運営（受付及び会場の設営、撤去等）を行う。
- ・参加者へのアンケートを行う。アンケートの結果については、関係者と共有し、講座運営に生かすこと。なお、アンケートの内容及び実施方法については、講座ごとに県と協議する。
- ・参加者に対して、事業PR・ネットワークづくりのためのノベルティグッズを作成し、配布する。なお、ノベルティグッズの内容については、県と協議を行い決定すること。
- ・その他、現地講座開催に当たって付帯する業務を行う。

### ③ オンライン講座にかかる業務

- ・参加者の募集を行う。
- ・配信に伴うネット環境の整備を行う。
- ・配信スタッフの確保及び講座当日の配信等を行う。
- ・オンライン講座については、講座内容に応じて開催の有無を決定する。実施の有無については、佐賀県及び別途契約予定のディレクションチーム等で協議し、決定する。
- ・その他、オンライン講座開催に当たって付帯する業務を行う。

### ④ オンデマンド講座にかかる業務

- ・計3回（中学生から24歳までの若者向け講座の1回、小学生向け講座の1回、概ね20歳以上を対象とした大人向け講座の1回）の講座において、現地講座の撮影及びアーカイブ動画の制作を行う。なお、アーカイブ動画の本数及び時間については、佐賀県及び別途契約予定のディレクションチーム等で協議し、決定する。
- ・動画内容については、佐賀県、講師、別途契約予定のディレクションチーム、ファシリテーター等と協議の上、制作する。
- ・アーカイブ動画は、講座開催日から原則6週間以内にYouTubeで配信すること。
- ・オンデマンド講座の公開に当たっては、講座内容を写真及びテキストでまとめたレポートを

作成し、アーカイブ動画とあわせてホームページに掲載すること。

- ・その他、オンデマンド講座開催に当たって付帯する業務を行う。

## (2) 「弘道館 2－藩校しようぜ。－」の県内外への広報

「弘道館 2－藩校しようぜ。－」の事業趣旨や事業内容等について、県内外への広報を行う。また、講座参加者のネットワークづくり等を図り、事業のさらなる拡がりを推進する。

### ① ホームページの管理・運営等業務

- ・現在運営しているホームページの管理・運営等業務及び管理・運営等に付帯する業務を行う。

- ・関係者と協議の上、必要に応じてホームページの利便性の向上に努めること。

- ・業務に当たっては、以下の点を遵守すること。

ア JIS X 8341-3:2016 AA 以上を準拠すること

イ IPA「安全なウェブサイトの作り方」を準拠すること

ウ 既知の脆弱性への対応を行うこと。新たな脆弱性が確認された際には、県と相談の上、速やかに対応を行うこと。

エ 公開可能な情報以外の重要な情報を取り扱った場合には、機器内のデータの除去 又は記憶媒体の物理破壊を行い、証明書（物理破壊の際は写真等を含む）を提出をすること。ただし、記憶媒体の物理破壊は必要最小限とし、可能な限りデータの除去を行うこと。なお、経費については、業者負担とする。

オ 個人情報を取り扱う場合、受託事業者はクラウドサービスにおける第三者認証（ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 等）を取得すること

### (参考) ホームページのスペック

- ・本事業を広く県内外に周知等するため、デザイン作成、CMS 構築、ドメイン取得及び管理、操作マニュアルの作成、構築に必要な OS・ソフトウェア、ライセンス等の調達及び設定作業等を行い、ホームページを構築し、管理運営する。

- ・本ホームページの必須の仕様を次のとおりとする。

ア ホームページは日本語版を制作すること。

イ 既に、運用・稼働実績のある CMS を納入すること。CMS にない機能はカスタマイズ又は他のソフトとの連携でも可能であるが、費用は構築費用に含むものとする。

ウ 情報の即時性、正確性の向上のため、基本的な OA スキルを持つ者であれば、誰でも操作が行え、管理、更新が行えるシステムであること。

エ 作成されたホームページは、一般的な閲覧者の利用環境（パソコン、スマートフォン、タブレット等）により、閲覧可能なものであること。

オ アクセスログが解析できる機能を有し、ユーザー数、訪問数、ページビュー数等がカウントでき、分析が行えるようにすること。

カ 個人情報保護や不正アクセス、コンピューターウイルス等への適切な対策が行われ、安全性・信頼性を確保すること。

キ サーバーのハッキング、ホームページの改ざん等が行われた場合に、速やかに復旧すること。

- ク 原則として、24 時間 365 日利用可能なシステムとすること。
- ケ システムのバックアップについては、必要に応じて過去の状態に戻せること。また、ラ  
ンサムウェアに耐性のあるバックアップを取得すること。
- コ 情報の更新は、佐賀県まなび課においても更新可能なものとする。
- ・保守、メンテナンスに関して以下の事項を行う。
  - ア SEO 対策
  - イ ドメインの管理・サーバーの管理
- ・操作マニュアルを作成すること。
- ・ユーザー数、ライセンスによる費用の増減がないよう積算すること。

## ② 公式 SNS アカウントの管理・運営

- ・現在、運営している公式 SNS アカウント（LINE、X、Instagram、Facebook）の管理・運営を行うこと。
- ・講座や、その他事業にかかる日常的な情報発信を行うこと。更新頻度は月に 2 回程度を想定する。
- ・運用に当たっては、運用者が複数になっても事業趣旨が損なわれないよう運用ガイドラインを作成すること。
- ・その他、公式 SNS アカウントの管理・運営に当たって付帯する業務を行う。

## ③ 講座開催の広報用チラシ・ポスターの制作

- ・チラシは、計 3 回（中学生から 24 歳までの若者向け講座の 1 回、小学生向け講座の 1 回、県内の教員を対象とした講座の 1 回）の講座で制作する。規格は A 4 版カラーとする。
- ・ポスターは、計 3 回（中学生から 24 歳までの若者向け講座の 1 回、小学生向け講座の 1 回、概ね 20 歳以上を対象とした大人向け講座の 1 回）で制作する。規格は B 2 版カラーとする。デザインは、チラシのデザインを基本とし、ポスターの用途等に合わせたものとする。
- ・チラシの制作枚数は、中学生から 24 歳までの若者向け講座で 50,000 枚、小学生向け講座で 50,000 枚、教員を対象とした講座で 11,000 枚を想定する。
- ・ポスターの制作枚数は、中学生から 24 歳までの若者向け講座及び小学生向け講座で 400 枚、概ね 20 歳以上を対象とした大人向け講座で 100 枚を想定する。
- ・チラシ及びポスターについては、講座の参加者募集の時期にあわせて、県内の小学校、中学校、高校及び高等専修学校、大学、短期大学等、講座内容に応じた関係先に配送する。
- ・なお、講座開催に関する広報については、佐賀県及び別途契約予定のディレクションチームとともに適した広報手法を検討することとし、広報用チラシ・ポスター以外に適した広報手法がある場合は、決定した広報手法による広報を行うこととする。

	チラシ	ポスター
中学生から 24 歳までの若者向け講座	50,000 枚	400 枚
小学生向け講座	50,000 枚	400 枚
県内の教員を対象とした講座	11,000 枚	—
概ね 20 歳以上を対象とした大人向け講座	—	100 枚

#### ④ ダイジェスト版のリーフレット及び動画の制作

- ・開催した講座のダイジェスト版リーフレットを制作する。規格は見開き B 5 版カラー16 ページとし、制作部数は 50,000 部を想定する。
- ・リーフレットについては、県内の中学校、高校及び高等専修学校へ配送する。
- ・リーフレットの内容としては、事業概要、令和 8 年度開催講座の概要、過去講座の紹介、講座参加者のインタビュー記事を想定する。
- ・平成 29 年度（2017 年度）～令和 8 年度（2026 年度）に開催した講座のダイジェスト動画を制作する。動画は 5 分程度を想定する。
- ・制作した動画は、YouTube やホームページ等に掲載し、県内外に向けて広報する。

#### ⑤ 講座参加者のネットワークづくり

- ・講座終了後に講師、ファシリテーター、参加者との懇親会を開催する。
- ・事業の認知度の向上、また、参加者の増加等を目的として、過去の講座参加者に講座の企画立案及び事業内容の検討に参画してもらい、過去の講座参加者に呼びかけ、事業に関する意見交換の場を複数回設け、事業に反映することを想定する。また、講座当日に運営スタッフとして参画する機会を設けることも想定する。
- ・その他、講座参加者（過去の講座参加者含む。）によるつながりを生み出す仕組みを構築する。

#### ⑥ 各種メディアへの協力依頼

- ・各講座実施前に、株式会社佐賀新聞、株式会社サガテレビ、県内ケーブルテレビ各社、又は東京・福岡メディアの佐賀支社・支局等の県内メディアに対して広報・取材協力を依頼すること。

#### ⑦ その他

- ・事業の認知度を向上させる、また、参加者の増加等を目的として、事業内容（事業概要、令和 8 年度開催講座の概要、過去講座の紹介等）を効果的に情報発信する。広報媒体は、公式 SNS やホームページ、新聞を想定する。

### (3) 「弘道館 2－藩校しようぜ。－」全体運営業務

上記（1）及び（2）に掲げる事業の円滑な運営に関する業務を行う。

#### ① 企画戦略ミーティング業務

- ・佐賀県、別途契約予定のディレクションチーム、本事業の受託者等の関係者による企画戦略ミーティングを行う。
- ・月 2 回程度開催することとする。
- ・会議次第（会議資料含む。）の作成、議事の進行、議事録の作成を行う。なお、会議次第（会議資料含む。）は会議開催日の 2 日前までに関係者へ共有しておくこと。また、議事録は、ミーティング後速やかに関係者へ共有すること。

## ② その他

- ・ 事業実施に当たっての関係者との調整を行う。
- ・ 事業目的を達成するため、SNS 閲覧者数等の事業効果の検証等を行い、効果的な企画内容を提案し、実施すること。
- ・ 業務が遅滞なく履行するように、適切な人員を配置するとともに、進捗管理を適切に行うこと。各業務のスケジュール管理を行い、業務の締切を厳守すること。

## 5 提案を求める事項

本業務委託仕様書を踏まえ、下記の事項について、自らの強み等を活かし創意工夫に富んだ提案を行うこと。

### ① 事業の運営体制及び運営方針（事業全体及び各事業における業務責任、業務フローなど）

- ※ 業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ※ 各事業に総括責任者及び副責任者を置くこと。統括責任者は教育情勢の知見を有する又は学習する意欲があり、イベント・広報プロデュースの能力を有する者とする。
- ※ 事業コンセプト及び目的を踏まえて、事業の運営方針を具体的に提案すること。

### ② 主に中学生から 20 代までの若者を対象として、事業への興味関心を高めるアイデア

- ※ 講座の申込者を増やすアイデアを含めて具体的に提案すること。事業のさらなる拡がりを推進するためのアイデア
- ※ 講座参加者のネットワークづくりを含めて具体的に提案すること。
- ※ 本事業が令和 8 年度に 10 年目を迎えることを踏まえた提案とすること。

### ③ 全体を通してのオリジナルの提案（成し遂げたいこと、改善したいこと等）

### ④ 事業全体のスケジュール

※上記は「9 委託上限額」内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものとする。

## 6 委託業務期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

## 7 成果報告

次のとおり、事業の成果を取りまとめて提出するものとする。

### (1) 完了報告

令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までに報告すること。

### (2) 成果物

成果物は、データ、デザイン、写真、イラスト、文章ほか本委託業務において制作されたものとする。

### (3) その他

報告内容の詳細は別途、指示する。

## 8 代金の支払方法

前金払・完了払

## 9 委託上限額

20,720,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 10 その他

### (1) 個人情報保護及び情報セキュリティ

委託契約については、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付ける。

- ① 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供の禁止
- ② 受託業務目的以外の利用の禁止
- ③ 受託目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
- ④ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- ⑤ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- ⑥ 別紙「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守すること

### (2) 再委託

委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により佐賀県の承諾を受けた場合はこの限りではない。

### (3) 権利の帰属等

- ① 本委託業務を実施するに当たり、第三者（佐賀県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- ② 受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は佐賀県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。
- ③ 受託者は、佐賀県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ④ 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、佐賀県より請求があったときは速やかに佐賀県の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

### (4) その他

- ① 本委託業務に係る提案の企画、構成、編集等については、必要に応じて、佐賀県及び佐賀県が別途契約予定のディレクションチームと協議を行い、進めていくものとする。
- ② 本委託業務仕様書に定めていない事項については、佐賀県と協議するものとする。
- ③ 佐賀県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しない。
- ④ 受講者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処する。
- ⑤ 本委託業務仕様書は、本事業の基本的な業務内容等を示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本委託業務仕様書に記載のない事項であっても、本委託業務を遂行するために必要な事項は実施するとともに、作業従事者に周知徹底し、業務遂行にあ

たなければならない。

- ⑥ 県が取り組む「さがすたいる」を踏まえ、多様な参加者が参加しやすい事業となるよう、設備やサポート等の合理的配慮を行うこと。